

郡山市希望ヶ丘児童センターの運営管理について

児童館の運営において**運営委員会**を設置し、運営管理について意見を徴する。

※**運営委員会**とは・・・

児童館の適正な運営を図るため、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等を委員とする

児童館の設置運営について(平成2年8月7日付け厚生省発児第123号厚生事務次官通知)及び児童館の設置運営について(平成2年8月7日付け児発第967号厚生省児童家庭局長通知)において規定



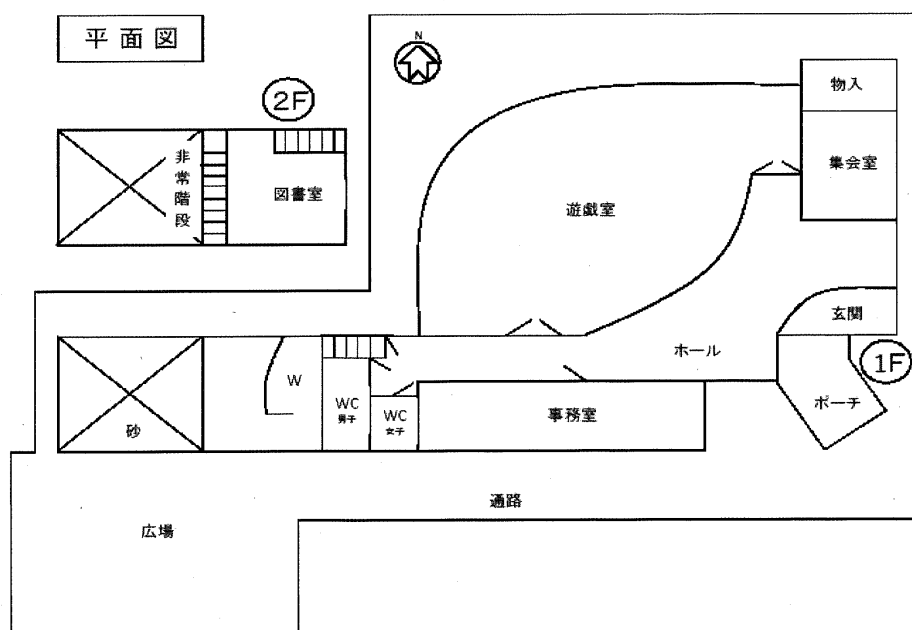
郡山市希望ヶ丘児童センター

希望ヶ丘児童センターについては、独自の運営委員会を設置せずに、子ども・子育て支援に関する事業者や学識経験者で組織する子ども子育て会議をもって、運営委員会とする。

※独自の運営委員会を設置せず、既存の委員会を活用し運営委員会とすることについては、福島県子育て支援課に了承を得ている

1 施設概要

- (1) 施設名：郡山市希望ヶ丘児童センター
- (2) 根拠法令：郡山市児童センター条例
- (3) 所在地：郡山市希望ヶ丘1-19
- (4) 指定管理者：社会福祉法人郡山市社会福祉事業団（平成18年度より現在まで）
（開設当初から指定管理制度導入まで同法人に事業を委託）
- (5) 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日
- (6) 施設種別：児童福祉施設のうち、児童厚生施設（児童福祉法第40条）
- (7) 開設年月日：平成3年4月12日
- (8) 敷地面積：1,115.39㎡
- (9) 建物面積：358.31㎡
- (10) 広場設置遊具：2連ブランコ、雲梯、すべり台、鉄棒、複合遊具（各1基）
- (11) 設置目的：地域における児童の健全育成センターとして、子どもたちに健全な遊び場を与え、集団的及び個別的に指導して子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにする。
- (12) 施設平面図：



2 令和7年度事業計画

区分	事業名	事業内容	実施回数	実施時期
委託事業	わいわい広場	季節に応じた遊びや製作	12回	毎月
	お話し会	絵本の読み聞かせや手遊び	12回	毎月
	新入生歓迎会	センターの使い方や遊びの紹介	1回	4月
	センターまつり	地域と連携した手作りのまつり	1回	10月
提案事業	フィジカルメジャー	握力、上体反らし等の体力測定	6回	隔月
	ドッジボール教室	ボールの投げ方の練習や試合	12回	毎月
	ボッチャ教室	ボールの投げ方の練習や試合	6回	隔月
	一輪車教室	技の練習や検定の実施	12回	毎月
	卓球教室	ボールの打ち方の練習や試合	12回	毎月
	ミニピクニック	公園等まで歩き体力増進を図る	3回	隔月
自主事業	クリーン作戦	地域のごみ拾いを行う	12回	毎月
	こいのぼり作り	こいのぼりを作成し広場にあげる	1回	4月
	ザ・ギネス大会	センターの記録に挑戦する	1回	6月
	七夕まつり	短冊に願い事を書いて笹竹に飾る	1回	7月
	カレーパーティー	飯ごうで炊いたご飯でカレー作り	1回	7月
	おやつ作り	夏休みにおやつ作りを体験する	1回	8月
	郡山の歴史を学ぶ	住んでいる郡山の歴史を知ろう	1回	夏休み中
	サマーキャンプ	郡山自然の家でキャンプを体験する	1回	夏休み中
	お楽しみ会	夏休みにスイカ割りをする	1回	8月
	ヨガ	ヨガ体験をしてみよう	1回	9月
	御神輿かつごう	御神輿をかついで希望ヶ丘町内を歩く	1回	9月
	ハロウィンパーティー	仮装をして商店街を歩く	1回	10月
	おいもパーティー	焼き芋作りに挑戦する	1回	11月
	ジャンボツリー作り	ダンボールでツリーを作る	1回	12月
	クリスマスグッズ作り	キャンドル等を作成する	1回	12月
	クリスマスパーティー	歌やミニゲームで楽しむ	1回	12月
	大掃除	年末にセンター内を清掃する	1回	12月
	年越しそば作り	年越しそば作りに挑戦する	1回	12月
	羽根つき大会	羽子板を使って羽根つきをする	1回	1月
	凧作り・凧あげ	オリジナル凧を作り、上げる	1回	1月
	もちつき大会	臼と杵を使って餅つきに挑戦	1回	1月
	こままわし大会	練習を重ね記録に挑戦する	1回	1月
	節分・豆まき	節分の由来の話や豆まき	1回	2月
	ゴロゴロ将棋大会	王金銀歩だけの簡単将棋に挑戦	1回	3月
	お別れ会	1年間で楽しかったこと等を発表する	1回	3月
	ランドセル来所(登録制)	帰宅せずセンターを利用できる	1年	通年
	子育て講座	親と子のためになる子育て講座を開催	4回	隔月
	ベビーマッサージ	ベビーマッサージを行う	4回	隔月
	ぴよぴよ広場	情報交換やお悩みをお話する場の提供	4回	隔月

注) 事業の区分について

(1) 委託事業：市が指定管理者に実施を求めて、仕様書において具体的な事業を定め、指定管理者に実施させる事業のこと。指定管理料積算の基礎となる業務。

(2) 提案事業：市が事業の概要までを定めた上で、指定管理者の独自の発想やノウハウを生かした企画・提案を求め、実施させる事業のこと。指定管理料積算の基礎となる業務。

(3) 自主事業：指定管理者の責任において、施設設置目的内で実施する事業のこと。財源は指定管理者の自己財源とし、指定管理料は一切生じない。